

高年齢者等職業安定対策基本 方針の一部改正案(概要)

高年齢者等職業安定対策基本方針の改正について（案）

1. 経緯

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律68号。以下「法」という。）第6条（※）に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針（平成24年厚生労働省告示第559号。以下、「基本方針」という。）が定められている。
- 基本方針は、策定した平成24年当時、平成25年度から平成29年度までの5年を対象期間としていたが、未来投資会議等での検討状況を踏まえた改正を行うため、平成29年及び平成30年にそれぞれ1年の期間延長のみを行い、現行の基本方針の対象期間は平成31年度で終了することとなっている。
- 現在、令和元年6月に閣議決定された成長戦略実行計画や労働政策審議会における議論も踏まえて、70歳までの就業機会確保に関する法の改正案を通常国会へ提出することを予定しており、基本方針の見直しについては、当該法の改正を踏まえて行うことが適当であることから、今回も基本方針の対象期間を令和2年度まで1年延長することとする。

※高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

第六条 厚生労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針（以下「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。）を策定するものとする。

2～5 （略）

2. 概要

- 基本方針中「はじめに」において規定されている基本方針の対象期間について「平成31年度までの7年間」から「令和2年度までの8年間」に改正する。
 - その他所要の改正を行う。
- ※ なお、1年間の対象期間の延長を行った上で、改正後の法の公布後すみやかに改正後の法の趣旨を踏まえた全文改正を行う予定。

3. 根拠法令

法第6条第1項

4. 告示日等

告示日：令和2年3月（予定）

適用期日：告示の日